

令和5年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の9に基づく令和5年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第106条の4第2項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。

(交付の対象)

- 3 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第106条の4第2項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。

- (1) 包括的相談支援事業（法106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日社援発0808第48号、障発0808第5号、老発0808第3号、こ成環第113号。以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業

※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第（平成9年法律第123号）115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号。以下同じ。）に定める相談支援事業に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。）

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270

号、雇児発 0521 第 1 号) に定める利用者支援事業 (以下「利用者支援事業」という。))
(2) 地域づくり事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業

※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号 に掲げる事業のうち知事が定める事業 (「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)) の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業 (以下「地域介護予防活動支援事業」という。))

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業 (「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業 (社会保障充実分) のうち生活支援体制整備事業 (以下「生活支援体制整備事業」という。))

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができるものと認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業 (ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業 (以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。)) とし、地方交付税により措置する基礎的
事業は除く。)

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業 (「地域子育て支援拠点事業の実施について」 (平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号) に定める地域子育て支援拠点事業 (以下「地域子育て支援拠点事業」という。))

(3) 多機関協働事業等

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める参加支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に規定される事業をいう。以下同じ。)、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に規定される事業をいう。以下同じ。)、多機関協働事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定される事業及び同項第 6 号に規定される事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。) を行う事業 (以下「多機関協働事業等」という。)

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の区分 (以下 (1) から (3)) ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1つの区分 (多機関協働事業等を除く) に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 包括的相談支援事業

次のアからウまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額

(ア) 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次の A の額に B の額を C の額

で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村（一部事務組合及び広域連合を除く。

以下この項、（イ）、別紙様式第3様式3、別紙様式第3様式5、別紙様式第5様式3及び別紙様式第5様式5において同じ。）の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において、他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（本交付要綱においては令和5年度とする。以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（イ）基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を实

施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。

イ 相談支援事業に要する費用相当額

（ア）相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 利用者支援事業に要する費用相当額

(ア) 利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定め

る負担割合を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

（2）地域づくり事業

次のアからエまでの額の合計額を交付額とする。

ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額

（ア）地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

（※）広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額(※)を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額(地域介護予防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する)等知事が必要と認めた範囲における額とする。)

イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額

(ア) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業(社会保障充実分)に要する費用の額(※)を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較

して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（イ）基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合におい

て他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額

(ア) 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

- B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額（地域活動支援センターの開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額

(ア) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活

動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

（3）多機関協働事業等

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（一部事務組合又は広域連合の取扱）

5 一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村（一部事務組合等を除く）と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。

（交付の条件）

6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）。この交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

（2）事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。また、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならないこととし、「多機関協働事業等」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事への協議を不要とする。

（3）（2）に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。

（4）事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければ

ばならない。

- (5) 事業が期限までに完了しないとき又は事業の執行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (7) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (8) (7) の命令に違反したときは、当該事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (10) 事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに別紙様式第5による報告書を知事に提出しなければならない。
- (11) 補助事業者は、実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- (12) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第2によりその金額(実績報告において、(11)により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (13) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (14) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (15) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又

は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に規定する処分制限期間)を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(16) (15)の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

(17) (16)に定める場合を除くほか、事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

(18) 交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(19) この事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を納付しなければならない。

(20) 次のアからオまでのいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(21) (20)の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(22) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(23) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(24) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金等の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(25) 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付さなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えない。

なお、その場合にあっては、規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「道」とあるのは「市町村」と、(18)中「交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」を「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。」と、(12)中「(11)により減額した事業実施主体」を「(11)により減額した場合」と読み替えるものとする。

また、(11)及び(12)中にある「各事業実施主体の」を削除するものとする。

(26) (25)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事等の承認又は指示を受けなければならない。

(27) 補助事業者等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(申請手続)

7 市町村長(一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。以下同じ)は、別紙様式第3による申請書を所定の添付書類とともに、別に指示する日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第4による申請書に關係資料を添えて、7に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

- 9 知事は、交付申請書又は変更交付申請書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めるときは、速やかに交付決定又は決定の変更を行い、別紙様式第6又は別紙様式第7により、決定内容及びこれに付された条件を通知する。

(交付金の概算払)

- 10 知事は、この交付金の交付を決定したときは、市町村長に対し概算払いを行うことができる。

(実績報告)

- 11 市町村長は、交付事業が完了したときは、翌年度の4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内)までに別紙様式第5による報告書を、所定の添付書類とともに、知事に提出するものとする。

(額の確定方法)

- 12 この交付金の額は、包括的相談支援事業及び地域づくり事業、多機関協働事業等の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業(4の(1)のアからウまでの事業)の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率(4の(1)のアからウまでに規定する率をいう。)を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業(4の(2)のアからエでの事業)の額の確定についても同様の取扱いとする。

(額の確定通知)

- 13 知事は、別紙様式第5による報告書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めるときは、この交付金の額の確定を行い、別紙様式第8により通知する。

(交付金の返還等)

- 14 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について道に返還することを命ずる。また、交付額(地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る)に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。

(按分率の補正)

- 15 4の(1)のアからウ、4の(2)のアからエまでに規定する率については、当該市町村が定める年度(検証対象年度)における包括的相談支援事業及び地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途示すものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により、4、7、8及び12に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(上限額の管理)

- 17 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業(以下「地域包括支援センターの運営等」という。)に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業」、「包括的支援事業(社会保障充実分)」の区分ごとに、別表の第2欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。